

福祉新聞 2010 年 4 月 19 日

< 防火対策 小規模施設で徹底を >

消防庁検討会が報告書

消防庁の「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」(座長 = 室崎益輝・関西学院大教授)はこのほど、小規模福祉施設における防火対策を徹底するよう求める報告書をまとめた。ファミリーホームなど児童福祉法改正に伴う新たな形態の小規模施設の消防法上の取り扱いも整理した。

小規模施設の防火対策では、群馬県渋川市で 2009 年 3 月に起きた未届け有料老人ホーム火災の問題点を調査・分析。入所者の安全性を確保するため、

火災の早期覚知・伝達

自力避難困難な入所者の避難支援

出火・延焼拡大の防止

関係機関・団体の連携による支援・指導

を徹底するよう要請した。

早期覚知・伝達では、自力避難困難者が入所する施設に義務化された自動火災報知設備などの設置を早期に進めることを求めた。

入所者の避難支援では、全国消防長会が策定した小規模福祉施設用の避難訓練マニュアルを活用した訓練を推進することや、消防部局と福祉部局などが連携して避難計画や体制を整備することを提案した。

出火・延焼拡大の防止では、入所者への防火教育、喫煙などにかかる火気管理、安全機能がある調理・暖房器具の使用、避難口の適正な管理などを進めることが必要とした。また、火災の危険性が増す無届けでの違法増改築が行われないよう建築部局との連携を強化するよう求めた。

関係機関・団体との連携では、行政機関と事業者団体との連携による自主的な取り組みを促すこと、建物所有者・地域住民・消防団などが協力して地域レベルでの共助体制を構築することが必要とした。

一方、児童福祉法改正で新たに位置付けられた各事業の消防法上の取り扱いとしては、地域子育て支援拠点事業について「保育所に併設されたものは、保育所として取り扱うケースもある。独立的な形態をとる場合は、児童相談所と同様になる」とした。

一時預かり事業は「保育所と同様」、ファミリーホーム事業は「共同住宅・下宿に該当する」とした。

また、家庭的保育事業は一般住宅で行われることが多いとし、「住宅用火災報知器や消火器具の設置、消火・避難訓練の実施などの順守を徹底する」とした。